令和元年度修正後２

洲本市過疎地域自立促進計画

自　平成28年度

至　平成32年度

兵庫県洲本市

目次

１．基本的な事項
（１）市の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）人口及び産業の推移と動向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（３）行財政の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（４）地域の自立促進の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（５）計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（６）公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
２．産業の振興
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（３）事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
３．交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
（３）事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
４．生活環境の整備
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
（３）事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
５．高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（３）事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
６．医療の確保
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
（３）事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
７．教育の振興
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
（３）事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
８．地域文化の振興
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
（３）事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
９．集落の整備
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
（３）事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
10．その他地域の自立促進に関して必要な事項
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
（３）事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

参考　再掲（３）事業計画（平成２８年度～平成３２年度）特別事業分・・・・・・・　４４

１　基本的な事項

（１）市の概況

ア　市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的条件

淡路島の中央部に位置する洲本市は、東は大阪湾、西は播磨灘に面し、北部は淡路市、南部は南あわじ市と接している。

本州と四国を結ぶ大動脈である神戸淡路鳴門自動車道が南北に縦断し、大阪湾沿いに国道 28 号、播磨灘沿いに県道福良江井岩屋線が通り、東西に県道洲本五色線、県道鳥飼浦洲本線が地域を結んでおり、京阪神から１～２時間圏内に位置する。

本市は、東西方向に20.1キロメートル、南北20.8キロメートルあり、面積は182.38平方キロメートルで、県土の2.2%、淡路島の30.6%を占めている。

本市のうち五色地域は、市の西部に位置し、東西9.25キロメートル、南北9.13キロメートル、面積58.21平方キロメートルであり、市面積の31.9%を占めている。

地勢をみると、市中央部の先山（標高 448 メートル）を中心にした山地をはさんで、その東側には平野部が広がり、島内でも有数の流域面積を持つ洲本川が流れ、その下流域に洲本市街地が形成されている。

また、西側の五色地域には、なだらかな丘陵地帯が広がっており、農業用ため池が点在し、田園地帯を形成している。

気候は瀬戸内海気候に属し、大阪湾に面する東海岸は、冬季でも温暖な気候であるが、播磨灘に面する五色地域の西海岸は、冬季に強い季節風が吹き付ける。

市内には、三熊山や生石・成ヶ島、五色浜など、瀬戸内海国立公園の指定地域として、豊かな自然環境が維持されている。

②歴史的条件

洲本市の歴史は古く、山海の幸を朝廷にも献上したことから、御食国（みけつくに）の一つとされ、畿内と四国を結ぶ交通の要衝であった。江戸時代には徳島藩主蜂須賀氏の支配下におかれ、蜂須賀家の家老、稲田氏が洲本城を居城として島内の統治が行われ、城下町が形成された。

明治４年の廃藩置県により、淡路島は兵庫県と徳島県に分割され、その後、徳島県が改称され名東県となり、明治９年に全島が兵庫県に編入された。明治22年町村制実施に伴い、洲本町が発足、その後、周辺の町村を編入し、昭和15年に市制を施行して洲本市となる。平成18年には旧五色町と新設合併し、現在の洲本市が誕生した。

旧五色町は、明治22年町村制実施に伴い、都志村、鮎原村、広石村、鳥飼村、堺村の形態ができた。そして、大正13年村勢拡張のため、都志村を都志町と改め、昭和31年９月町村合併促進法の施行により都志町、鮎原村、広石村、鳥飼村、堺村の５か町村が合併して町名を五色町とした。

③社会的条件

本市の道路網は、市域の中央を南北に縦貫し、本州と四国を結ぶ神戸淡路鳴門自動車道と国道28号を軸として、海岸線を周遊する県道洲本灘賀集線、県道福良江井岩屋線、中心市街地と五色地域を連絡する県道洲本五色線、県道鳥飼浦洲本線や市道により構成されている。

公共交通としては、神戸、大阪、四国方面への高速バス、市内の民間路線バスや一部において、

路線バス廃止に伴う代替交通としてコミュニティバスが運行している。
　また、（仮称）中川原スマートインターチェンジの整備が進められており平成30年に供用開始予定であり、市内アクセスへの利便性の向上が見込まれる。

④経済的条件
　本市は、山と海に囲まれた豊かな観光資源を活かし、観光に関連した、第三次産業の比率が高い産業構造にある。農業、漁業を主体とした第一次産業は年々減少傾向にあり、地域産業は、卸小売業、宿泊、飲食サービス業などの第三次産業に移行している。このように本市の産業構造は、第一次産業から第二次、第三次産業へシフトが続いており、就業人口の総数は一貫して減少傾向にある。
　旧五色町の産業は、基幹産業である農水産業の比率が高く占めていたが、後継者不足による農家数の減少や農業の多様化に伴う第三次産業への就業転換などにより、農業を取り巻く状況は厳しいものとなっている。

イ　過疎の状況
①人口等の動向
　昭和35年の国勢調査（旧五色町を含む）で62,632人であった総人口は、昭和60年に55,048人となり平成22年の国勢調査では47,254人にまで減少している。昭和60年以後は減少傾向が続き、昭和60年から平成22年までの25年間で7,794人、減少率は14.2%となっている。
　人口構成は、出生率の低下が進み、特に近年、人口減少率が高くなり、平成22年の高齢者比率は28.6%と高い反面、若年者比率は11.7%となっており少子高齢化が進んでいる。
　旧五色町における国勢調査で総人口は、昭和35年から平成２年までは減少傾向であったが、その後、平成２年から平成17年までの15年間に869人、8.5%増加している。
　この要因の主なものとして、定住対策により積極的に取り組んだ宅地分譲や企業誘致による雇用の場の確保などの効果が表れたものであると思われる。しかし、近年は少子化に伴う出生児の減少や死亡数の増加による自然減などにより人口減少している。

②これまでの過疎法に基づくものも含めた対策、現在の課題、今後の見通し
　旧五色町は、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法、昭和55年に過疎地域振興特別措置法、平成２年には過疎地域活性化特別措置法、そして平成12年に過疎地域自立促進特別措置法の指定を受け、住民の快適な生活環境を提供するために各種振興策を展開してきた。
　これにより、道路を中心とする交通通信体系の整備、各種公共施設の整備が進み、その成果はあるものの、人口の減少や高齢化の進行、産業経済の停滞など、過疎地域においては依然として課題が残されており、さらなる過疎対策を講じていく必要があると考えられる。
　人口減少が止まらないなか、交流人口、定住人口を受け入れるための仕組みづくりが喫緊の課題であり、構造的な若者流出に歯止めをかけ、地域の活力を回復させるためには、若年層の流出防止のための定住施策、雇用の場の確保などが今後の地域づくりの課題となる。
　国の示す「地方創生」にも呼応し、過疎をマイナスイメージで捉えるのではなく、自然豊かな地域特性と潜在力、可能性を有する地域と考え、雇用の創出や定住条件を整備するために、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを進めることが必要である。

ウ　社会経済的発展の方向の概要

神戸淡路鳴門自動車道通行料の全国共通料金化により、通勤、通学、通院、買い物など、住民の日常生活圏が拡大し、産業・経済活動が広域化してきている。平成30年３月に（仮称）中川原スマートインターチェンジが供用開始予定であることから、アクセスの向上により観光や物流等で、さらに島内外からの交流拡大が予想される。

全国規模で人口減少化、高齢化が進むなど、本市においても、その傾向は同様であり、今後、将来の人口動向を踏まえたまちづくりが必要となる。

人口減少対策として、積極的な定住の促進、雇用の場の創出、再生可能エネルギーの積極的な活用による新しい環境循環型社会の形成、医療、介護、予防、住まいなどの生活支援サービスの充実をまちづくりの重点方向として過疎化の抑制につながる施策を展開するとともに、人口定住に必要な生活機能の確保に向け、協調と連携を図るために淡路市と協定締結した定住自立圏域の中心市としてその役割を担っていく。

（２）人口及び産業の推移と動向

ア　人口の推移と動向

国勢調査による本市の人口は（旧五色町を含む）、昭和35年より減少が続いており、昭和35年に62,632人であったのが、平成22年には47,254人と減少率は24.6%となっている。特に、平成17年から平成22年までの５年間で、2,776人減少し減少率は5.5%と高くなっており、今後もこの傾向は続くものと見込まれる。

次に年齢階層別人口の推移は、０歳から14歳の年少人口の減少が著しく、昭和35年から平成22年までに12,501人減少し、減少率は67.2%となっている。

15歳から64歳の生産年齢人口についても減少が続いており、特に15歳から29歳の若年者人口の減少率が著しく、昭和35年から平成22年までに7,919人が減少し、減少率は58.9%と高くなっている。

さらに、65歳以上の高齢者人口は、昭和35年の5,462人から平成22年の13,484人と約2.5倍に増加している。高齢者比率も昭和35年の8.7%から平成22年には28.5%となっており全国平均の23.0%を大きく上回っている。

旧五色町の人口は、昭和35年の14,135人から、平成17年の11,101人と45年間で3,034人減少し、減少率は21.5%となっている。

昭和35年から平成２年まで人口は減少し続けたが、定住対策として取り組んだ宅地分譲や公営住宅建設、企業誘致による雇用の場の確保などにより平成２年から増加に転じ、平成17年までの15年間で人口が869人増加した。

しかし、人口増加策により一時的に人口減少に歯止めがかかったものの、平成17年から減少に転じており、今後も、少子高齢化の進行により人口減少の傾向は続くものと考えられる。

この傾向を裏付けるかのように国立社会保障･人口問題研究所がまとめた将来推計人口をベースに、2015年時点の本市の実態に即した補正を行った趨勢人口でみると、本市の人口は、今後も減少傾向で推移し、2020年に41,050人、さらに2060年には19,800人程度まで減少することが見込まれる。

第１表（１）　人口の推移（国勢調査：洲本市）※旧五色町を含む

区　分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実　数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総　数	62,632 人	58,974 人	△ 5.8 %	56,171 人	△ 4.8 %	55,022 人	△ 2.0 %	54,826 人	△ 0.4 %
0歳～14歳	18,610 人	13,940 人	△ 25.1 %	11,827 人	△ 15.2 %	11,614 人	△ 1.8 %	11,485 人	△ 1.1 %
15歳～64歳	38,560 人	39,079 人	1.3 %	37,688 人	△ 3.6 %	35,861 人	△ 4.8 %	35,070 人	△ 2.2 %
うち15歳～29歳(a)	13,454 人	13,654 人	1.5 %	12,788 人	△ 6.3 %	11,088 人	△ 13.3 %	9,292 人	△ 16.2 %
65歳以上(b)	5,462 人	5,955 人	9.0 %	6,656 人	11.8 %	7,541 人	13.3 %	8,271 人	9.7 %
(a)／総数 若年者比率	21.5 %	23.2 %	－	22.8 %	－	20.2 %	－	16.9 %	－
(b)／総数 高齢者比率	8.7 %	10.1 %	－	11.8 %	－	13.7 %	－	15.1 %	－

区　分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総　数	55,048 人	0.4 %	54,049 人	△ 1.8 %	52,839 人	△ 2.2 %	52,248 人	△ 1.1 %	50,030 人	△ 4.2 %
0歳～14歳	11,063 人	△ 3.7 %	9,707 人	△ 12.3 %	8,454 人	△ 12.9 %	7,632 人	△ 9.7 %	6,923 人	△ 9.3 %
15歳～64歳	35,116 人	0.1 %	34,544 人	△ 1.6 %	33,268 人	△ 3.7 %	32,227 人	△ 3.1 %	30,240 人	△ 6.2 %
うち15歳～29歳(a)	8,859 人	△ 4.7 %	9,007 人	1.7 %	8,647 人	△ 4.0 %	8,248 人	△ 4.6 %	6,785 人	△ 17.7 %
65歳以上(b)	8,869 人	7.2 %	9,796 人	10.5 %	11,117 人	13.5 %	12,389 人	11.4 %	12,867 人	3.9 %
(a)／総数 若年者比率	16.1 %	－	16.7 %	－	16.4 %	－	15.8 %	－	13.6 %	－
(b)／総数 高齢者比率	16.1 %	－	18.1 %	－	21.0 %	－	23.7 %	－	25.7 %	－

区　分	平成22年	
	実 数	増減率
総　数	47,254 人	△ 5.5 %
0歳～14歳	6,109 人	△ 11.8 %
15歳～64歳	27,608 人	△ 8.7 %
うち15歳～29歳(a)	5,535 人	△ 18.4 %
65歳以上(b)	13,484 人	4.8 %
(a)／総数 若年者比率	11.7 %	－
(b)／総数 高齢者比率	28.6 %	－

※総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢階層の合計は必ずしも総数と一致しない。

第１表（２）　人口の推移（国勢調査:旧五色町）

区　分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実　数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総　数	14,135 人	12,661 人	△ 10.4 %	11,672 人	△ 7.8 %	10,885 人	△ 6.7 %	10,695 人	△ 1.7 %
0歳～14歳	4,444 人	3,198 人	△ 28.0 %	2,454 人	△ 23.3 %	2,034 人	△ 17.1 %	1,939 人	△ 4.7 %
15歳～64歳	8,203 人	7,922 人	△ 3.4 %	7,522 人	△ 5.0 %	6,992 人	△ 7.0 %	6,758 人	△ 3.3 %
うち15歳～29歳(a)	2,473 人	2,336 人	△ 5.5 %	2,238 人	△ 4.2 %	1,976 人	△ 11.7 %	1,801 人	△ 8.9 %
65歳以上(b)	1,488 人	1,541 人	3.6 %	1,696 人	10.1 %	1,859 人	9.6 %	1,998 人	7.5 %
(a)／総数 若年者比率	17.5 %	18.5 %	－	19.2 %	－	18.2 %	－	16.8 %	－
(b)／総数 高齢者比率	10.6 %	12.2 %	－	14.5 %	－	17.1 %	－	18.7 %	－

区　分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総　数	10,485 人	△ 2.0 %	10,232 人	△ 2.4 %	10,466 人	2.3 %	11,090 人	6.0 %	11,101 人	0.1 %
0歳～14歳	1,919 人	△ 1.0 %	1,737 人	△ 9.5 %	1,650 人	△ 5.0 %	1,739 人	5.4 %	1,752 人	0.7 %
15歳～64歳	6,447 人	△ 4.6 %	6,129 人	△ 4.9 %	6,106 人	△ 0.4 %	6,360 人	4.2 %	6,218 人	△ 2.2 %
うち15歳～29歳(a)	1,458 人	△ 19.0 %	1,414 人	△ 3.0 %	1,512 人	6.9 %	1,573 人	4.0 %	1,441 人	△ 8.4 %
65歳以上(b)	2,119 人	6.1 %	2,366 人	11.7 %	2,710 人	14.5 %	2,991 人	10.4 %	3,131 人	4.7 %
(a)／総数 若年者比率	13.9 %	－	13.8 %	－	14.4 %	－	14.2 %	－	13.0 %	－
(b)／総数 高齢者比率	20.2 %	－	23.1 %	－	25.9 %	－	27.0 %	－	28.2 %	－

区　分	平成22年	
	実 数	増減率
総　数	－ 人	－ %
0歳～14歳	－ 人	－ %
15歳～64歳	－ 人	－ %
うち15歳～29歳(a)	－ 人	－ %
65歳以上(b)	－ 人	－ %
(a)／総数 若年者比率	－ %	－
(b)／総数 高齢者比率	－ %	－

※総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢階層の合計は必ずしも総数と一致しない。

第２表（１）　人口の推移（住民基本台帳：洲本市）※旧五色町を含む

区　分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実　数	構成比	実　数	構成比	増減率	実　数	構成比	増減率
総　数	人 53,689	－	人 52,008	－	% △ 3.1	人 48,956	－	% △ 5.9
男	人 25,639	% 47.8	人 24,840	% 47.8	% △ 3.1	人 23,279	% 47.6	% △ 6.3
女	人 28,050	% 52.2	人 27,168	% 52.2	% △ 3.1	人 25,677	% 52.4	% △ 5.5

区　分		平成26年3月31日			平成27年3月31日		
		実　数	構成比	増減率	実　数	構成比	増減率
総　数 （外国人住民除く）		人 46,518	－	% △ 5.0	人 46,018	－	% △ 1.1
男 （外国人住民除く）		人 22,134	% 47.6	% △ 4.9	人 21,899	% 47.6	% △ 1.1
女 （外国人住民除く）		人 24,384	% 52.4	% △ 5.0	人 24,119	% 52.4	% △ 1.1
参考	男（外国人住民）	89	41.6 %	－	83	37.9 %	△ 6.7 %
	女（外国人住民）	125	58.4 %	－	136	62.1 %	8.8 %

第２表（２）　人口の推移（住民基本台帳：旧五色町）

区　分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実　数	構成比	実　数	構成比	増減率	実　数	構成比	増減率
総　数	人 11,430	－	人 11,489	－	% 0.5	人 10,940	－	% △ 4.8
男	人 5,496	% 48.1	人 5,523	% 48.1	% 0.5	人 5,213	% 47.7	% △ 5.6
女	人 5,934	% 51.9	人 5,966	% 51.9	% 0.5	人 5,727	% 52.3	% △ 4.0

区　分		平成26年3月31日			平成27年3月31日		
		実　数	構成比	増減率	実　数	構成比	増減率
総　数 （外国人住民除く）		人 10,277	－	% △ 6.1	人 10,190	－	% △ 0.8
男 （外国人住民除く）		人 4,907	% 47.7	% △ 5.9	人 4,864	% 47.7	% △ 0.9
女 （外国人住民除く）		人 5,370	% 52.3	% △ 6.2	人 5,326	% 52.3	% △ 0.8
参考	男（外国人住民）	33	51.6 %	－	35	53.0 %	6.1 %
	女（外国人住民）	31	48.4 %	－	31	47.0 %	0.0 %

第３表（１）　趨勢（すうせい）人口

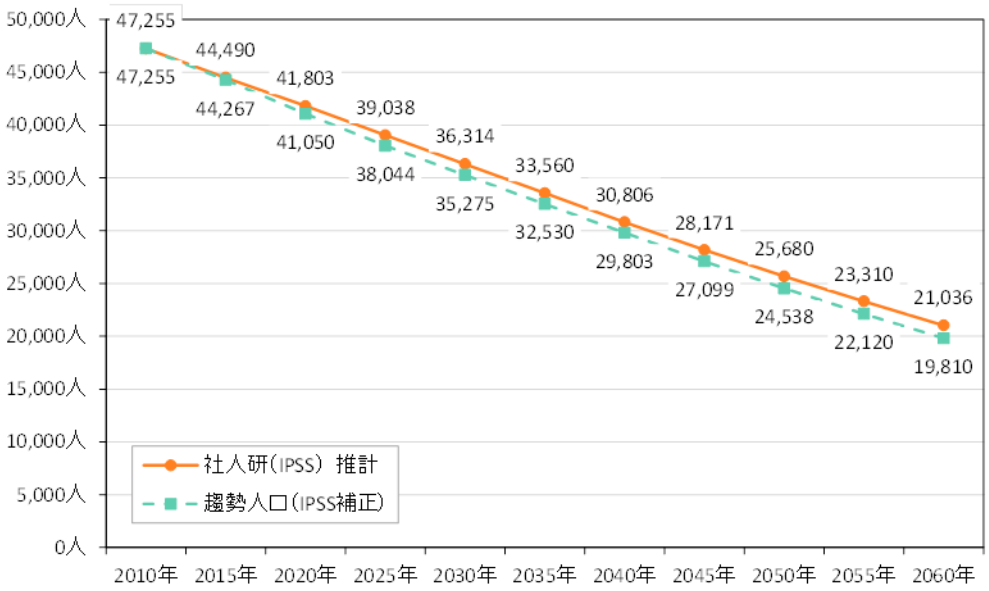

出典：洲本市人口ビジョン

第３表（２）　趨勢（すうせい）人口（IPPS補正）：人口変化ストック量

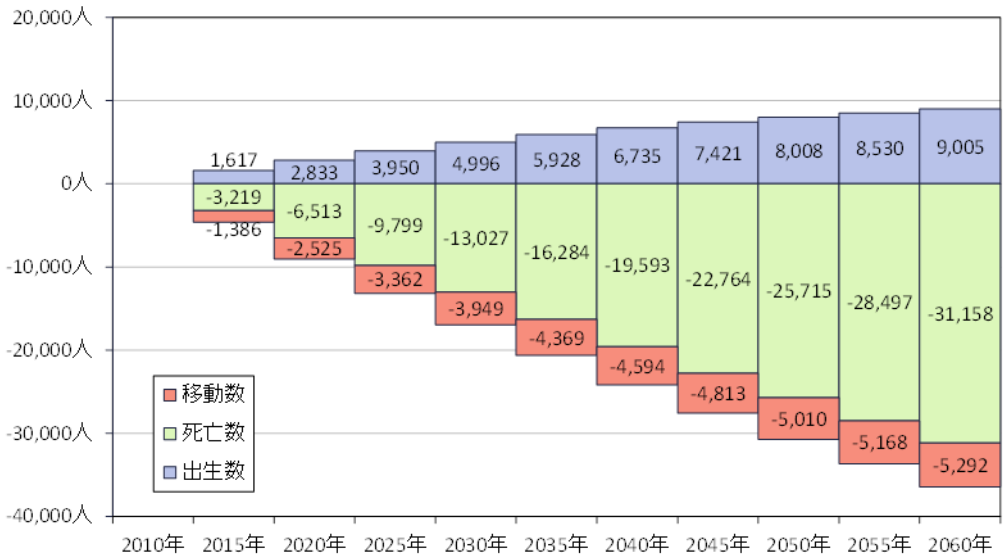

出典：洲本市人口ビジョン

※IPPS補正：国立社会保障・人口問題研究所の人口推計設定の純移動率をベースに、2015年人口が44,200人台となるように2015年までの純移動率を補正。2015年以降の純移動率についても同様に下方補正。

イ　産業の推移と動向

国勢調査による本市の産業別人口の推移をみると、昭和45年以降減少し、昭和45年の30,793人から平成22年の22,085人と、40年間で8,708人、28.3%減少している。

産業別人口比率では、かつては農漁業をはじめとする第一次産業が盛んで、水稲、野菜、酪農、肉用牛、漁業などが展開されていたが、第一次産業が昭和35年の41.2%から平成22年には11.2%と大幅に減少している。第二次産業は、平成２年までゆるやかに増加が続いたが、それ以降は減少傾向にある。

一方で第三次産業については、増加傾向が続き昭和35年から平成22年の50年間で24.9%増加した。

旧五色町における産業別人口は、昭和35年の7,221人から平成17年の5,583人と1,638人減少し、減少率は22.7%となっている。人口動向と同様に平成７年に一時的に増加に転じたものの、その後は、減少傾向となっている。

産業別人口比率では、農漁業を主とする第一次産業が昭和35年の69.6%から平成17年の21.4%に減少し、第二次産業は8.4%から25.0%に、第三次産業は22.0から53.6%に増加している。

多くの過疎地域の産業別構造でも見られるよう第一次産業から第二次産業、第三次産業にシフトし、産業構造の多様化が進んでおり、今後もこの傾向は続くと予想される。

第４表（１）　産業別人口の動向（国勢調査：洲本市）※旧五色町を含む

区　分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実　数	実　数	増減率	実　数	増減率	実　数	増減率	実数	増減率
総　数	29,744　人	29,968　人	0.8 %	30,793　人	2.8 %	28,391　人	△ 7.9 %	28,031　人	△ 1.3 %
第一次産業人口比率	41.2　%	34.8　%	－	29.0　%	－	24.6　%	－	21.3　%	－
第二次産業人口比率	20.9　%	20.8　%	－	25.6　%	－	25.2　%	－	26.2　%	－
第三次産業人口比率	37.9　%	44.1　%	－	45.4　%	－	50.2　%	－	52.5　%	－

区　分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実　数	増減率	実　数	増減率	実　数	増減率	実　数	増減率	実数	増減率
総　数	27,661 人	△ 1.4 %	27,579 人	△ 0.3 %	27,252 人	△ 1.2 %	26,829 人	△ 1.6 %	24,886 人	△ 7.2 %
第一次産業人口比率	19.3 %	－	16.5 %	－	15.0 %	－	13.6 %	－	13.0 %	－
第二次産業人口比率	27.0 %	－	28.4 %	－	28.1 %	－	28.1 %	－	25.1 %	－
第三次産業人口比率	53.7 %	－	55.1 %	－	56.9 %	－	58.3 %	－	61.9 %	－

区　分	平成22年	
	実　数	増減率
総　数	22,085 人	△ 11.3 %
第一次産業人口比率	11.2 %	－
第二次産業人口比率	23.1 %	－
第三次産業人口比率	62.8 %	－

第４表（２）　産業別人口の動向（国勢調査：旧五色町）

区　分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実　数	実　数	増減率	実　数	増減率	実　数	増減率	実数	増減率
総　数	7,221　人	6,727　人	△ 6.8 %	6,786　人	0.9 %	6,046　人	△ 10.9 %	5,998　人	△ 0.8 %
第一次産業人口比率	69.6　%	61.2　%	－	51.3　%	－	43.9　%	－	38.6　%	－
第二次産業人口比率	8.4　%	13.7　%	－	20.0　%	－	22.6　%	－	24.8　%	－
第三次産業人口比率	22.0　%	25.1　%	－	28.7　%	－	33.5　%	－	36.6　%	－

区　分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実　数	増減率	実　数	増減率	実　数	増減率	実　数	増減率	実数	増減率
総　数	5,687 人	△ 5.2 %	5,501 人	△ 3.3 %	5,577 人	1.4 %	5,746 人	3.0 %	5,583 人	△ 2.8 %
第一次産業人口比率	37.1 %	－	31.4 %	－	27.5 %	－	24.2 %	－	21.4 %	－
第二次産業人口比率	24.5 %	－	26.6 %	－	26.9 %	－	27.0 %	－	25.0 %	－
第三次産業人口比率	38.4 %	－	42.0 %	－	45.6 %	－	48.8 %	－	53.6 %	－

区　分	平成22年	
	実　数	増減率
総　数	－	－
第一次産業人口比率	－	－
第二次産業人口比率	－	－
第三次産業人口比率	－	－

（３）行財政の状況

ア　行財政の状況

平成18年２月の合併後は、全市的な視点で地域の特性や課題に配慮しつつ、行財政運営を進めてきたところであるが、日々変化する行政課題に柔軟かつ迅速に対応していくためには、今後、更なる効率的な行財政運営に努めていくことが必要である。

また、市域を超えた広域的な課題については、定住自立圏による近隣自治体との密接な連携を図ることが求められている。

本市の財政状況は、歳入では人口減少などによる市税収入の減や合併算定替えの終了に伴う地方交付税の減が見込まれ、歳出では職員定数の削減やサマーレビューによる事務事業の見直しなど、これまで取り組んできた行財政改革の効果は着実に表れているものの、少子高齢化や社会保障関係経費の増加により、財政を取り巻く状況は厳しさを増している。

税収入を主なものとする一般財源をみると、平成12年度の156.8億円から平成25年度の141.0億円に15.8億円、10.1%減少している。歳出をみると、経常的な公債費や扶助費、公共施設に係る維持補修費が年々増加しており、義務的経費は、平成12年度の101.4億円から平成25年度の113.8億円に12.3億円、12.2%増加している。これにより、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は高い数値を示しており、今後もこの傾向は続くものと予想される。

このような厳しい状況下ではあるが、行財政の健全化を推進することにより、持続可能な行財政構造を確立し、時代の要請に応える施策を展開するとともに、市民が安心して心豊かに生活できる市政運営の実現に努める。

第５表（１）　財政の状況（洲本市）※旧五色町を含む

（単位：千円）

区分	平成12年度	平成16年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額A	27,372,369	35,630,141	26,873,741	25,503,872
一般財源	15,681,251	14,157,647	14,259,774	14,101,240
国庫支出金	2,122,571	2,912,977	3,370,299	2,919,193
都道府県支出金	2,675,259	3,589,410	3,084,748	2,059,948
地方債	2,904,800	8,535,200	2,934,448	3,077,306
うち過疎債	551,400	475,520	73,400	267,400
その他	3,988,488	6,434,907	3,224,472	3,346,185
歳出総額B	26,750,651	34,957,674	25,603,190	24,559,445
義務的経費	10,141,826	10,358,840	11,432,846	11,378,401
投資的経費	7,566,103	13,845,373	6,212,515	4,603,186
うち普通建設事業	6,439,176	11,344,317	6,152,447	3,693,718
その他	9,042,722	10,753,461	7,957,829	8,577,858
過疎対策事業費（再掲）	733,731	618,887	269,092	472,381
歳入歳出差引額C(A－B)	621,718	672,467	1,270,551	944,427
翌年度へ繰り越すべき財源D	407,652	575,794	141,044	104,987
実質収支C－D	214,066	96,673	1,129,507	839,440
財政力指数	0.53	0.50	0.49	0.46
公債費負担比率	23.9	20.0	24.5	23.5
実質公債費比率	－	－	16.6	13.3
起債制限比率	12.3	10.0	－	－
経常収支比率	83.9	91.8	88.5	92.2
将来負担比率	－	－	153.3	114.0
地方債現在高	34,560,048	45,478,135	41,670,113	38,246,868

出典：地方財政状況調

第５表（２）　財政の状況（洲本市）※旧五色町を除く

（単位：千円）

区　　分	平成12年度	平成16年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額　A	17,667,166	24,749,641		
一般財源	11,338,085	10,363,746		
国庫支出金	1,274,063	2,035,897		
都道府県支出金	1,426,941	2,451,055		
地方債	1,079,900	5,979,900		
うち過疎債	0	0		
その他	2,548,177	3,919,043		
歳出総額　B	17,247,806	24,402,022	－	－
義務的経費	7,526,003	7,480,308		
投資的経費	3,252,735	8,802,381		
うち普通建設事業	2,837,874	7,438,913		
その他	6,469,068	8,119,333		
過疎対策事業費（再掲）				
歳入歳出差引額 C(A － B)	419,360	347,619		
翌年度へ繰り越すべき財源D	271,531	338,500		
実質収支 C － D	147,829	9,119		
財政力指数	0.62	0.57		
公債費負担比率	17.7	18.0		
実質公債費比率	－	－		
起債制限比率	12.4	10.0	－	－
経常収支比率	74.8	92.5		
将来負担比率	－	－		
地方債現在高	22,125,306	27,577,728		

出典：地方財政状況調

第５表（３）　財政の状況（旧五色町）

（単位：千円）

区　　分	平成12年度	平成16年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額　A	9,705,203	10,880,500		
一般財源	4,343,166	3,793,901		
国庫支出金	848,508	877,080		
都道府県支出金	1,248,318	1,138,355		
地方債	1,824,900	2,555,300		
うち過疎債	551,400	475,520		
その他	1,440,311	2,515,864		
歳出総額　B	9,502,845	10,555,652	－	－
義務的経費	2,615,823	2,878,532		
投資的経費	4,313,368	5,042,992		
うち普通建設事業	3,601,302	3,905,404		
その他	2,573,654	2,634,128		
過疎対策事業費（再掲）	733,731	618,887		
歳入歳出差引額 C(A － B)	202,358	324,848		
翌年度へ繰り越すべき財源D	136,121	237,294		
実質収支 C － D	66,237	87,554		
財政力指数	0.32	0.33		
公債費負担比率	24.1	25.1		
実質公債費比率	－	－		
起債制限比率	8.9	9.5	－	－
経常収支比率	80.7	89.9		
将来負担比率	－	－		
地方債現在高	12,434,742	17,900,407		

出典：地方財政状況調

イ　施設整備水準等の現況と動向

本市の公共施設整備水準の現況は、下表のとおりとなっている。公共施設については、その施設の設置目的、役割を十分に検証したうえで設置していくことが重要であり、設置後は、それらを定期的に見直し、必要性や公益性を検討する必要がある。

また、維持管理費の面からは、将来の更新費用や建設に係る市債の償還費などトータルコストでの検証も必要となる。

今後、サマーレビューや公共施設等総合管理計画などを踏まえ、地域の特性や利便性などに配慮し、計画的に整備を進める必要がある。

第６表（１）　主要公共施設等の整備状況（洲本市）※旧五色町を含む

区　　分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	平成25年度末
市　　道						
改 良 率(%)	－	27.9	25.5	33.6	38.9	39.0
舗 装 率(%)	－	31.7	73.9	79.3	81.3	81.3
農　　道						
延　　長(m)	－	99,907	88,491	24,612	30,787	13,658
耕地1ha当たり農道延長(m)	－	33.8	30.5	108.5	－	－
林　　道						
延　　長(m)	－	27,483	30,596	30,596	16,064	15,514
林野1ha当たり林道延長(m)	－	8.3	9.3	10.5	－	－
水道普及率(%)	85.8	97.4	99.7	99.5	99.7	99.9
水洗化率(%)	－	6.8	16.7	34.1	58.3	64.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	－	－	－	19.0	19.8	19.9

出典:公共施設状況調査、洲本市資料

第６表（２）　主要公共施設等の整備状況（旧五色町）

区　　分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	平成25年度末
市　　道						
改 良 率(%)	0.9	21.3	27.5	36.9		
舗 装 率(%)	1.7	19.8	72.1	82.0		
農　　道						
延　　長(m)	－	96,345	87,691	13,186		
耕地1ha当たり農道延長(m)	74.4	76.2	67.5	55.9		
林　　道					―	―
延　　長(m)	－	15,719	12,950	12,950		
林野1ha当たり林道延長(m)	19.6	20.3	17.0	17.2		
水道普及率(%)	83.5	97.2	99.2	98.8		
水洗化率(%)	－	6.1	14.6	64.4		
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	2.9	3.4	5.4	3.3		

出典:公共施設状況調査、洲本市資料

（４）地域の自立促進の基本方針

本市を含め多くの過疎地域では、若年層を中心とする人口の流出や少子高齢化の進行、地場産業の活性化、持続可能な財政基盤の確立など依然として多くの課題を抱えており、その取り巻く状況は一層厳しいものとなっている。

また、一方で豊かな自然や地域で培われてきた伝統・文化など魅力ある地域資源があり、地域の活性化に向けた大きな潜在力と可能性を秘めている。

旧五色町においては、昭和45年に過疎地域指定を受けて以来、様々な過疎対策事業を講じ、一時的には人口増に転じた時期があったものの、構造的な人口減の解消には至っておらず、引き続き過疎対策を講じていく必要がある。

こうした中、今後の過疎対策については、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく洲本市総合戦略における基本戦略や洲本市総合基本計画における「笑顔あふれる生活交流拠点・洲本」を基本理念とし、市民・事業者・行政が互いに力を合わせ、ここに住む人たちが笑顔で暮らすことができるまちづくりを進めるため「定住の促進」、「あわじ環境未来島特区の推進」、「安心して暮らせる地域の形成」をまちづくりの重点方向として諸政策に取り組んでいく。

洲本市総合基本計画では、下記に示した将来像やまちづくりの重点方向により、まちづくりを推進する。

●将来像

「笑顔あふれる生活交流拠点・洲本　～みんなでつくる元気な“すもと”～」

●まちづくりの重点方向

重点方向１「定住の促進」

人口減少社会を見据え、島外で暮らしている方、また、都市部に在住している方で、田舎での生活を考えている方に洲本市への定住を促進するため、転入の促進及び住宅取得の奨励、新婚世帯への家賃補助及び住宅取得の奨励、出産祝い金の支給などの取り組みを積極的に進める。

また、子どもの通院医療費の無料化など、子育て支援にも尽力し、若年層の受け入れを積極的に行うことで、洲本市に活力を与える。

重点方向２「あわじ環境未来島特区の推進」

エネルギーと食料の自給率向上、少子・高齢化への対応、豊かさの実現など、日本が抱える課題解決の先導モデルとなることをめざして「エネルギーの持続」「農と食の持続」「暮らしの持続」の総合的な取り組みを進める。「あわじ環境未来島特区」を推進する。

重点方向３「安心して暮らせる地域の形成」

本市には、長年にわたり、培われてきた地域独自の伝統や文化がある。また、機能性に富んだ健康・福祉施設が多数あり、地域医療や地域福祉の充実にも積極的に取り組んでいる。

さらに、高齢者の見守活動や子どもの安全な通学支援、防犯・災害対策などを通じて、心の通

い合うコミュニティの構築をめざす。

（５）計画期間

計画の期間は、平成28年４月１日から平成33年３月31日までの５か年間とする。

（６）公共施設等総合管理計画との整合

・公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

本市は、学校、市営住宅、庁舎等の公共施設や、道路、橋梁、下水道等のインフラ資産を、市民生活や社会経済活動を支えるために保有し維持管理している。これらは、高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く、大規模改修及び建替え（更新）にかかる費用が将来的に増大し、財政を圧迫することが見込まれている。

ますます加速する少子高齢化と、社会構造や市民ニーズの変化と相まって、人口減少の進展は、行政サービスの質・量、さらにはそのあり方にまで大きな影響を及ぼし、現在の公共施設やインフラ資産の施設数や規模を維持していくことが困難になってきている。

これまでのように古くなった施設は、解体して新しい施設を建てればよいという方法が、義務的経費の増大などによる財政状況の悪化や、税収の減少という理由により困難になりつつある。建替えではなく、既存施設の長寿命化を図るという方針が、国からも出されているが、単に建替え時期を先送りするだけであれば、問題の解決にはならない。公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、統廃合、長寿命化、更新などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現していく。

公共施設は、行政サービスの拠点又は地域コミュニティの拠点等として利用されているが、公共サービス等の必要性と施設の機能の関係を見直し、施設単体ではなく、地域全体で機能と施設量を調整していくことが重要となる。規模的に余剰の出る施設を、必要量の増加する施設にどのように転用して利活用していくのか、また、人口や財政の規模に見合った最適な施設配置にどのように調整していくのかを検討する必要がある。

このような現状を踏まえながら、公共施設等総合管理計画を策定する予定である。

２　産業の振興

（１）現況と問題点

ア　農業

農業は、過疎地域にとって基幹となる産業であり、食料の生産のみならず、田園風景や豊かな自然を創造し、良好な生活環境を提供する重要な役割を担っている。

本市の農家数は、平成２年に3,593戸あったものが平成22年には2,786戸と807戸、22.5%減少しており、経営耕地面積も23.9%減少している。

五色地域の農業は、米を基幹として国の指定産地として指定されている玉ねぎ、レタス、はくさいや、県の指定産地として指定されているいちご、グリーンピースなどの複合経営が主であり、その大半が兼業農家である。畜産業は、肉用牛や乳用牛などの牛の飼養が中心である。

過疎化、少子高齢化の進行による農業従事者不足や後継者の減少による労働力不足、中山間地域の脆弱な生産基盤による計画生産の困難性など、農業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

このようななか、後継者不足や少子高齢化の進行により地域の共同活動など集落機能が低下し、農道や水路の維持管理が困難になり、耕作放棄地の増加につながっている。さらに有害鳥獣による被害の拡大などの課題が生じている。

五色地域の農業が持続的に発展していくためには、意欲のある新規就農者を育成・確保する担い手対策、生産性の向上に向けた優良農地の保全、流動化による農地の効率的な利用促進、農業生産基盤の整備や有害鳥獣対策を推進するとともに、農産物のブランド化、６次産業化の推進など総合的に支援していく必要がある。

第７表　農家数及び経営耕地面積（洲本市）

（単位:戸、人）

区分			平成2年（1990年）	平成7年（1995年）	平成12年（2000年）	平成17年（2005年）	平成22年（2010年）
農家数		（戸）	3,593	3,447	3,167	2,923	2,786
	販売農家数	（戸）	2,924	2,790	2,552	2,215	2,042
	自給的農家数	（戸）	669	657	615	708	744
経営耕地面積総数		(a)	219,127	215,581	196,856	167,092	166,705
	田	(a)	205,505	199,566	184,833	159,958	159,172
	畑	(a)	8,625	10,879	8,568	5,332	5,947
	樹園地	(a)	4,997	5,136	3,455	1,802	1,586

出典:世界農林業センサス、農業センサス

イ　水産業

五色地域の漁業は、サワラ流網、ひら流網、建網、たこつぼ、小型底引き網などの漁船漁業と、のり、わかめの養殖漁業が営まれており、サワラ、ハモ、スズキ、マダコ、イカ類など四季を通じて多種多様な水産物が水揚げされている。

しかしながら、漁獲量の減少、魚離れによる消費の低迷、魚価の下落により、漁業経営の継続が非常に困難な状況となっている。漁家数も平成19年に65戸あったものが平成25年には55戸と10戸、15.4%減少しており、漁業者の高齢化、後継者不足が大きな課題となっている。

また、漁獲量の減少とともに、漁業生産額も昭和60年の1,075百万から平成25年の364百万に711百万円、66.1%減少している。

五色地域は、古くから サワラ流網漁が盛んに行なわれ、地域の祝い事には、生サワラの料理が欠かせないものとなっていたことから、食文化の伝承・再興と地域振興策として、行政、漁業協同組合等によりサワラの消費拡大、ブランド化への取り組みを開始している。

不安定な生産を解消するために、中間育成や種苗の放流など「つくり育てる漁業」のより一層の取り組み強化や、漁業生産性の向上と販売力の強化を図るため、生産から加工、販売に至るまでの総合的な取組が必要である。

第８表（１）漁家数の推移（五色地域）

（単位:戸、人）

区分			平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
漁家総数			65	58	55	68	52	50	55
	専業漁家数		46	41	41	54	39	33	40
	兼業漁家数		19	17	14	14	13	17	15
		漁業が主	3	1	3	3	3	6	7
		漁業が従	16	16	11	11	10	11	8
漁業就業者数			144	106	133	132	127	123	90

出典:洲本市漁業協同組合概況調査

第８表（２）漁業生産額の推移（五色地域）

（単位:百万円）

区分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年
漁業生産額		1,075	1,386	1,068	659	405	272	364
	海面漁業	614	660	418	253	218	175	174
	海面養殖業	461	726	650	406	187	97	190

出典:洲本市漁業協同組合概況調査

ウ　商業

五色地域の商業については、人口減少による需要の縮小や消費自体の低迷などにより、商工会員数も減少傾向にあり、平成19年度に387事業所あったものが平成26年度に350事業所と、37事業所、9.6%減少している。

経営主体は、零細な個人経営が大部分を占めており、業種としては、小売業やサービス業が多く特に小売業については、コンビニエンスストアの台頭、近隣の大型店の進出やインターネットショッピングの拡大などにより、経営は厳しいものとなっている。

また、明石海峡大橋架橋後の高速道路の開通により、それまで地元で行われていた消費者とその消費活動が都市圏へ流出するストロー効果も大きく影響している。

今後も商工会を中心に消費者ニーズに即した販売方法や、地域特性を活かした商業活動に取りくんでいく必要がある。

エ　工業

五色地域の工業については、従前は、瓦製造業が地場産業として工業を支えていたが、建築様式の多様化などにより減少し、現在は機械器具製造業が中心となっている。昭和57年に農村地域工業等導入促進法に基づく適地に精密機械製造業が進出し、その後、行政が企業用地造成を積極的に推し進めたことなどにより、新たな事業所が進出し、貴重な雇用の場となっている。

また、明石海峡大橋の通行料が引き下げられたことや、景気に回復の兆しが見られることなどもあり、新たな企業の進出の動きも見られる。

今後も人口増加策に必要な就業の場を確保するため、新たな産業の創出につながる起業化の支援や企業用地造成の促進と（仮称）中川原スマートインターチェンジ設置による交通利便性を活かし、企業誘致に向けた取り組みを進めていく必要がある。

第９表　五色町商工会員数の推移

（単位:事業所）

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総数		387	378	372	372	365	364	356	350
業種別	製造業	47	47	46	46	44	44	44	45
	建設業	60	57	56	56	57	55	52	44
	卸売業	21	20	20	20	19	19	19	19
	小売業	80	81	78	78	77	77	73	70
	サービス業	79	73	72	72	67	65	65	67
	その他	25	25	25	25	29	29	30	33
	水産・畜産等	75	75	75	75	72	75	73	72

出典:五色町商工会調べ

オ　観光又はレクリエーション

五色地域の観光は、五色浜をはじめとした海水浴客で従来は賑わっていたが、観光客のニーズの多様化により、その数は減少傾向にあり、新都志海水浴場を交通利便性の良い場所に移設整備するなど、当時の賑わいを取り戻すべく取り組んでいる。

また、体験型施設を備えた高田屋嘉兵衛公園を中心に菜の花エコプロジェクトによるエコツーリズムなども取り入れながら観光振興を図っている。

近年では、明石海峡大橋の架橋など交通網の発達により、京阪神より多くの観光客が訪れることとなったが、日帰り指向の観光客が増える傾向となっているため、経済効果の高い滞在型観光に結び付ける取り組みが必要である。

観光ニーズが遊覧型から参加・体験型へ、団体旅行型からグループ・個人旅行型へ変化するなど、観光需要の質的変化や多様化が進んでおり、地域の特性や資源及び歴史文化を活用する参加型プログラム、交流メニューづくりが必要となっている。

そのため、本市では、民間旅行会社と協力し、これまで旅行会社が取り扱うことができなかった地域の小規模な観光素材や資源を活用した体験ツアー企画づくりなどにも携わっており、これらのプログラムを充実させることにより地域の魅力を発信し、観光促進を行っていく必要がある。

（２）その対策

ア　農業

・集落ぐるみで島外より新規就農希望者を呼び込み、担い手確保に取り組む集落や高収益作物の栽培や、新しい集落農業モデルに取り組む集落を支援する。

・人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」である人・農地プランを推進し、担い手への農地の集積、集約を加速させることにより、農業経営の効率化を進める。

・農業の生産基盤の強化に向けて、ほ場整備に新たに取り組む集落を支援し、生産基盤整備による生産性の向上を図るとともに、意欲ある農業経営体の育成や農地利用集積を進める。

・商工業者と連携した新商品開発、販路開拓などの６次産業化の取り組みを支援する。

・鳥獣害の防止に向け、集落の自主的な取り組みへの支援を講じ、緩衝帯をはじめ捕獲と防除の両面からなる総合的な集落ぐるみの被害防止体制の構築について支援する。

・優良な繁殖和牛の導入や繁殖用雌子牛の自家保留の取り組みなどの独自制度による淡路ビーフブランドの一層の確立を行い、産地間競争力の強化に努める。

イ　水産業

・漁港機能の保全、長寿命化に努め、漁業生産基盤の強化を図る。

・サワラを始めとした漁業資源の保護・増殖対策の支援や築磯の設置などにより、育てる漁業の充実を図る。

・観光協会や飲食店などの諸団体との連携による生サワラ丼など、水産物のブランド化や販路の拡大に努める。

ウ　工業・企業誘致

・企業誘致奨励金制度の継続的な実施と制度の充実により、企業誘致の促進を図る。

・県や関係機関と連携しながら情報収集に努め、立地条件などの情報提供活動を積極的に展開し、企業誘致を推進する。

エ　商業

・各種イベントで本市を訪れる観光客の消費を満たすよう、農業、水産加工業者などとの連携による地元特産品を活用した商品販売や商品開発を促進する。

・商工会と連携を図りながら空き店舗の有効活用への取り組みや、元気な商店街づくり事業への取り組みなどにより、にぎわいを創出するとともに，商店街の活性化を図る。

オ　観光又はレクリエーション

・地域の素材を利用した料理や統一メニューでの展開を進めるとともに、地域の産物と食を提供できる地産地消の体制づくりを推進し、観光振興につなげる。

・洲本城、旧益習館、五色地域の白巣城跡、高田屋嘉兵衛など歴史的観光資源をうまく組み合わせることや、魅力ある観光ルートを設定していくことで市内での宿泊を促進する。

(3)事業計画(平成28年度～平成32年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備　考
1.　産業の振興	(1)　基盤整備 農業			
		県営都志大宮地区基盤整備事業負担金 ほ場整備 A=20.0ha	県	
		県営鮎原塔下地区基盤整備事業負担金 ほ場整備 A=37.0ha	県	
		県営鮎原相原地区基盤整備事業負担金 ほ場整備 A=30.1ha	県	
	水産業			
		築いそ事業 2,000㎥	市	
	(2)　漁港施設			
		鳥飼漁港海岸整備事業 防潮壁	市	
		鳥飼漁港整備事業 防波堤	市	
		鳥飼漁港整備事業 物揚場	市	
	(3)　経営近代化施設 水産業			
		漁村活性化事業 直売所・加工場等	市	
	(8)　観光又はﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ			
		高田屋嘉兵衛公園施設改修事業	市	
	(9)　過疎地域自立促進特別事業	集落営農組織化推進事業	市	
		未来の集落創造推進事業	市	
		中山間地域等直接支払事業	市	
		農地流動化助成事業	市	
		小規模土地改良補助事業	市	
		農業祭開催支援事業	実行委員会	
		集落ぐるみのイノシシ対策事業	市	
		イノシシ捕獲支援事業	市	
		狩猟免許取得支援事業	市	
		有害鳥獣捕獲わな購入補助事業	市	
		うしぢから誘発推進事業	市	
		水産資源回復事業	市	
		農水産業6次化支援事業	市	
		産業振興奨励金	市	

自立促進施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備　考
		商工活動支援事業	市	
		元気な商店街づくり事業	市	
		観光資源活性化チャレンジ事業	市	
		高田屋嘉兵衛まつり開催事業	実行委員会	
		ふれあい青空市開催事業	実行委員会	
		スポーツイベント開催事業	実行委員会	
		地域のいいとこ発信事業	市等	

３　交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

（１）現況と問題点

ア　道路

本市の道路については、国・県などの関係機関と連携しながら、これまで計画的に整備を進めてきたところである。近年、道路橋の老朽化が問題となるなか、長寿命化修繕計画に基づく維持管理の推進、通学路の安全対策や防災を踏まえた道路網・道路環境の整備が求められている。

五色地域の幹線道路は、主要地方道３路線と一般県道６路線とからなり、主要地方道は、神戸淡路鳴門自動車道のインターチェンジへのアクセス道路にもなっている。また、合併支援道路でもある県道洲本五色線、県道鳥飼浦洲本線については順次、整備が進められているところであるが、関係機関とともに引き続き整備を推進していく必要がある。

五色地域の市道は、生活に密着する道路として整備に積極的に取り組んできたところであるが、中山間地域の地理的条件もあり、平成22年度末において改良率は44.0%、舗装率は84.8%であり、今後も引き続き道路整備を進めていく必要がある。

また、市が管理する橋りょうが612橋あり、そのうち五色地域には229橋ある。20年後には、建設から50年を経過する高齢化橋梁が約８割を占めることになり、今後、増大が見込まれる橋梁の修繕架け替えに対応していく必要がある。

農業従事者の高齢化や後継者不足による耕地面積の減少などで、農道としての活用意義が薄れつつあるが、農道は、生活基盤的利用の面も併せ持つことから、総合的な利便性を勘案し、農道整備を進めていく必要がある。

第10表　市道の整備状況（五色地域）

（単位m、%）

区　分	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
道路総延長 m	303,259	321,576	332,795	338,655	316,551	332,194	349,636	372,561	378,357
改良済延長 m	1,633	47,024	71,022	78,502	87,091	105,638	129,145	155,952	166,492
舗装済延長 m	4,314	53,241	65,813	78,908	228,354	256,459	286,831	314,868	320,870
改　良　率 %	0.5	14.6	21.3	23.2	27.5	31.8	36.9	41.9	44.0
舗　装　率 %	1.4	16.6	19.8	23.3	72.1	77.2	82.0	84.5	84.8

出典:公共施設状況調査、洲本市資料

イ　交通の確保

本市の公共交通は、主に路線バスが担っているが、少子化による人口減少に加え、自家用車利用の増加により、路線バスの利用者は減少しており、それに伴って路線の廃止や減便などにより利便性が低下することから、ますます利用者が減少するという状況になっている。

バス事業者においても利用者増に向けて取り組んでいるが、利用者減少の根本的な改善には至っておらず、今後、更なる減便や路線廃止があれば、市民生活に必要な公共交通の維持が困難になることが予想される。

路線バスの乗車人員は、平成22年は年間約72万人で、その後は、毎年減少し続けている。

五色地域の路線バスの乗車人員は、鳥飼線は、平成24年から横ばいで推移しているものの、他の路線については毎年減少し続けている。

このような状況を踏まえて、公共交通を将来にわたって持続可能なものとするため、地域に住ん

でいる人にとっても、観光や定住を目的に訪れる人にとっても移動しやすい公共交通の確保が急務となっている。

また、公共交通は、自ら運転する人や、移動手段を持たない高齢者などの重要な移動手段であり公共交通不便地域解消に向けた取り組みが必要である。

第11表（１）　路線バス乗車人員の推移（洲本市）

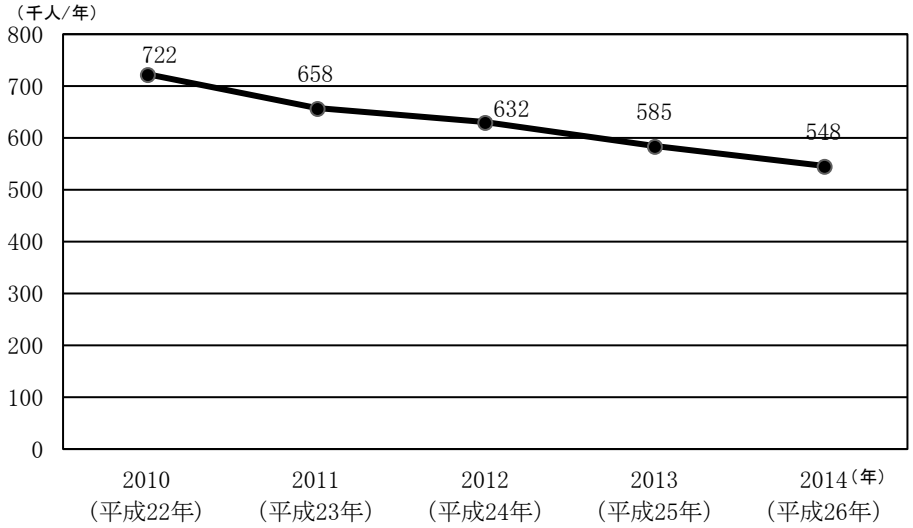

出典：洲本市地域公共交通基本計画
乗車輸送人員は、前年10月１日から当年の９月30日までの値。
乗車輸送人員は、路線全体の人数であるため、洲本市外での利用者も含まれる。
2012年（平成24年）以前は、上灘線（路線バス）の乗車輸送人員を含む。

第11表（２）　路線別バス乗車人員（五色地域）

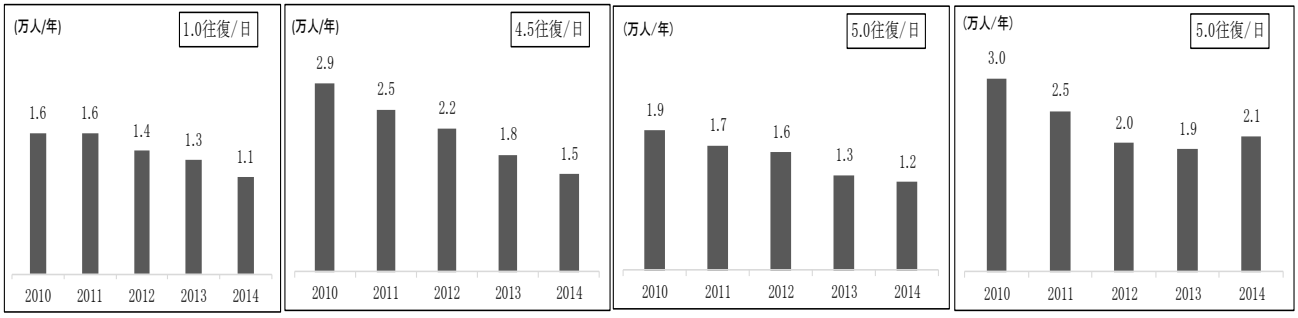

【都志線(洲本～湊)】　【都志線(洲本～都志)】　【鮎原線】　【鳥飼線】

出典:洲本市地域公共交通計画

ウ　情報化の推進

過疎地域においては、生活環境の利便性の向上や、地域経済の活性化を図る上で、情報通信技術の利活用は有効な手段である。情報通信技術は、行政だけでなく、最近では個人のコミュニケーション手段としてその重要性は高まっている。そのため、情報通信基盤整備の遅れは地域の発展を阻害する大きな要因の一つとなっている。

五色地域の情報化の推進については、地上放送のデジタル化への対応やシステム統合のため、ＣＡＴＶ施設統合整備により、光ケーブル敷設や機器更新を行い、地域情報基盤の確立と情報格差の是正に努めてきたところである。

今後は、ＣＡＴＶ網を利用した防災への活用や、インターネットサービス環境の充実が求められている。

エ　地域間交流の促進

本市は、国内２市町、国外３都市と姉妹都市提携をしており、相互の人的交流をはじめ、文化、歴史、観光など幅広い分野で交流活動を展開している。

旧五色町においては、国外では姉妹都市であるオハイオ州ヴァンワート市やサンクト・ペテルブルク市クロンシュタット区、国内では、姉妹都市提携はしていないが、函館市との高田屋嘉兵衛を通じた歴史的交流など、幅広い交流活動を展開してきた。

今後も異文化体験を通じ、地域づくりの推進力となる国際性豊かな人材を育成する観点からも、積極的に取り組んでいくとともに市民が主体となった交流を促進する必要がある。

また、本市では、淡路島を連携エリアとする定住自立圏形成の取り組みを進め、平成25年３月に淡路市と形成協定を締結、平成26年12月に共生ビジョンを策定し、連携市との連携を強化することにより圏域全体に必要な生活機能の確保と一体的な発展に努めている。

今後も引き続き、人口減少、少子高齢化などの共通課題に対応した広域的な取り組みにより、地域の発展につなげていく必要がある。

（２）その対策

ア　道路

・生活道路である市道については、現道の損傷、劣化等を把握し、効率的な維持管理に努め、県道や集落間の接続道を中心に整備を進めるとともに橋りょうの長寿命化を図る。

・神戸淡路鳴門自動車道のインターチェンジへのアクセス道路となる合併支援道路の県道整備について、関係機関とともに引き続き整備を促進する。

イ　交通の確保

・現在、運行している路線バスや廃止代替バスを維持していくためにも、路線バスの利便性向上の取り組みを推進するとともに、新たな公共交通の導入、バス路線の乗り継ぎや待合い環境整備などにより、公共交通不便地域の解消をめざす。

・市民、交通事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、連携を強化しながら、公共交通の維持と改善に努め、公共交通を地域で支えるしくみづくりに取り組む。

ウ　情報化の推進

・ＣＡＴＶを活用し、市民が必要とする情報提供に努めるとともに、インターネットを活用した行政サービスの充実を図る。

・災害時における市民への迅速かつ的確な情報伝達を行うため、今後もＣＡＴＶ網を防災に活用した取り組みを促進する。

エ　地域間交流の促進

・これまで積み上げてきた交流を更に発展させ、歴史、観光などの幅広い分野で交流を促進し、地域の活性化と交流人口の拡大を図る。

(3)事業計画(平成28年度～平成32年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備　考
2.　交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)　市町村道 道路			
		都志中央線 道路改良　L=540.0m　W=8.0m	市	1級
		新家線 道路改良　L=90.0m　W=5.0m	市	2級
		大浜上手線 道路改良　L=170.0m　W=5.0m	市	その他
		大橋薬師線 道路改良　L=40.0m　W=5.0m	市	その他
		八幡原線 道路新設　L=400.0m　W=4.0m	市	その他
		権保線 道路改良　L=910.0m　W=11.0m	市	1級
		美の越線 道路改良　L=2,550.0m　W=6.5m	市	1級
		小山田掘切線 道路改良　L=1,200.0m　W=6.5m	市	2級
		東山線 道路改良　L=800.0m　W=5.5m	市	2級
		吉田中央支線 道路改良　L=350.0m　W=9.0m	市	その他
		菱池3号線 道路改良　L=210.0m　W=5.0m	市	その他
		寺坂線 道路改良　L=70.0m　W=4.0m	市	その他
		鮎原中邑線 道路改良　L=50.0m　W=9.0m	市	その他
		行者線 道路改良　L=1,100.0m　W=6.0m	市	2級
		玉田線 道路改良　L=200.0m　W=9.0m	市	その他
		原所線 道路改良　L=530.0m　W=6.0m	市	1級
		鳥飼下堺中央線 道路改良　L=2,700.0m　W=5.0m	市	1級
		奥の内線 道路改良　L=1,100.0m　W=5.0m	市	2級
		薬師線 道路改良　L=150.0m　W=5.0m	市	1級
		玉田線 道路改良　L=100.0m　W=4.0m	市	その他
		角川中央線 道路改良　L=460.0m　W=4.0m	市	その他
	その他			
		道路照明整備事業	市	
	(2)　農道			
		都志大宮地区農道整備事業 1.0式	市	
		鮎原塔下地区農道整備事業 1.0式	市	
		鮎原相原地区農道整備事業 1.0式	市	
	(6)　電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設			
		洲本市CATV施設更新事業 CATV施設の主要設備(GE－PON等)等の更新	市	

自立促進施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備　考
	（10）過疎地域自立促進特別事業	新交通対策事業	市	
		廃止路線代替バス運行事業	市	
		路線バス運行補助金交付事業	市	
		交通安全対策事業	市	
		道路維持管理事業	市	
		姉妹都市・連携市町交流事業	市	

４　生活環境の整備

（１）現況と問題点

ア　下水排水施設

五色地域は、起伏のある地形で集落が複数あり、山間部においては人家が散在しており、地理的条件により一処理区で生活排水を処理することが難しい。そのため、都志地区での特定環境保全公共下水道、鮎原神陽台地区でのコミュニティ・プラント、それ以外の地区においては合併処理浄化槽により生活排水処理を行い、効率的な排水処理の促進を図ってきたところである。

平成26年度末における特定環境保全公共下水道、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽による五色地域の汚水処理人口普及率は94.8%であり、今後も快適な生活環境の確保を図るため生活排水対策を進めていく。

また、雨水対策事業については，近年の異常気象による集中豪雨や潮位の上昇により、既存の排水施設では対応ができなくなり、都志地区では浸水被害が慢性的に発生していたため、平成22年に都志住吉ポンプ場、平成23年に都志万歳ポンプ場を整備し、強制排水により対応している。

低地で浸水の可能性があるところについては、引き続き雨水排水事業の実施に取り組む必要がある。

第12表　汚水処理人口普及率の状況（五色地域）

単位:人、%

区域内人口 ①	特定環境公共下水道 処理人口 ②	コミニュティ・プラント 使用人口 ③	合併処理浄化槽 使用人口 ④
10,256人	1,493人	760人	7,466人
汚水処理人口普及率 [②+③+④]／①	94.8%		

出典:洲本市資料　平成27年3月31日現在

イ　廃棄物処理施設

ごみは、生活様式の変化や生活水準の向上によって多様化し、その処理が大きな課題となっている。

本市では、ごみ減量化を図るため、有料の指定ごみ袋により収集しており、可燃ごみは、洲本市・南あわじ市衛生事務組合「やまなみ苑」、不燃ごみは、淡路広域行政事務組合「粗大ごみ処理場」で処理を行っている。

また、循環型社会形成のために、５Ｒ（Reduce、Reuse、Recycle、Refuse、Repair）を積極的に推進し、再資源化に取り組んでおり、五色地域の拠点施設である五色ストックヤードでは、資源ごみの受け入れ及び一時貯留を行っている。

ウ　火葬場

五色台聖苑火葬場は、平成14年に津名郡広域事務組合が建設し、現在は、洲本市が運営管理している。公衆衛生の見地から、火葬業務を支障なく行う必要があるため、老朽化に伴う設備更新を行い、長寿命化を図っていく必要がある。

エ　消防施設

五色地域における消防は、淡路広域消防事務組合による常備消防と洲本市消防団の都志、鮎原、広石、鳥飼、堺分団の非常備消防が設置されており、地域防災のかなめとして消防防災に力を発揮している。阪神淡路大震災を教訓として、避難所機能と器具庫の機能を併せ持つ拠点施設が分団ごとに整備されている。

地域の消防力の強化に向けて、消防車両の更新や消火栓の設置・更新などを推進するとともに、消防団員の確保に努めることが必要である。

また、地域に根ざした消防・防災体制を確立するため、自主防災組織の育成や地域で助け合う共助の取り組み支援を図ることが重要である。

（２）その対策

ア　下水排水施設

・特定環境保全公共下水道処理施設やコミュニティ・プラントについては、適切な維持管理を行い長寿命化計画に基づき施設の更新を図る。

・生活排水による水質保全を図るため、補助制度による合併処理浄化槽設置を促進する。

イ　廃棄物処理施設

・ごみの分別の徹底、資源物のリサイクルにより、ごみの減量・再資源化の促進を図る。
また、周辺環境の保全を図るため、廃棄物を安定的に処理できる体制の確保、施設の適正な管理を行っていく。塵芥収集車両については、計画的な更新を図る。

ウ　火葬場

・施設の定期的な点検と維持補修を行など適切な維持管理を実施することによって、施設の長寿命化を図る。

エ　消防施設

・初期消火体制の充実を図るため、消防車両の更新を計画的に行い、消火栓の更新・設置を推進するとともに、消防団員の確保に努めることにより地域の消防力を維持する。

・地域防災力を強化するため、その活動拠点である施設については、適切な維持管理を行い、その機能を果たせるよう計画的に改修を図る。

（3）事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備　考
3.　生活環境の整備	（2）下水排水施設 公共下水道			
		特定環境保全公共下水道事業 汚水排水施設整備 雨水排水施設整備	市	
	（3）廃棄物処理施設 ごみ尿処理施設			
		塵芥処理車両等整備事業 4台	市	
	し尿処理施設			
		合併浄化槽設置整備事業 150基	市	
		コミュニティ・プラント改修事業	市	
	（4）火葬場			
		火葬場施設改修事業	市	
	（5）消防施設			
		小型動力ポンプ付積載車整備事業 1台	市	
		消防団地域拠点施設改修事業	市	
	（7）過疎地域自立促進特別事業	住宅等耐震化促進事業	市	
		風情ある住まいづくり事業	市	
		住宅用太陽光発電システム導入促進事業	市	

５　高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（１）現況と問題点

ア　高齢者福祉

平成27年における本市の65歳以上の高齢者人口は、14,936人で、高齢化率が32.5％に達しており、約３人に１人が高齢者という状況になっている。五色地域の高齢化率は、33.1％と市全体の率を上回っており、高齢化がより一層進んでいる状況であり、今後もさらに高齢化の進行が見込まれる。

このようななか、本市では平成26年度に「洲本市高齢者保健福祉計画及び第６期介護保険事業計画」を策定し、「ともに支え合い人にやさしい地域社会の実現」を基本理念に、「ともに支え合い生涯安心して暮らせるまち」、「生きがいを持ち心身ともに健やかに暮らせるまち」を将来像と定め、介護予防の取り組みや高齢者福祉サービスなど一体的に取り組んでいる。

五色地域では、地域包括ケアシステムを推進し、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、在宅介護支援センターを併設した健康福祉総合センターを拠点とし、保健、医療、福祉の総合的な施策に取り組んできた。合併後もその実績を活かしながら包括ケアを推進している。

今後は、介護保険制度の持続的な運営を図るため、介護予防の推進による介護給付費の抑制や高齢者に対する支援体制の強化に努める。また、認知高齢者に対する体制整備や高齢者の社会参加支援体制の充実、生きがいづくりの促進を図ることが必要である。

第13表　高齢化率の推移

（単位：人、％）

年　度		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総人口（洲本市）		48,358	47,776	47,176	46,518	46,018
65歳以上（洲本市）		13,632	13,787	14,195	14,621	14,936
	総人口に占める割合（％）	28.2	28.9	30.1	31.4	32.5

年　度		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総人口（五色地域）		10,871	10,691	10,557	10,352	10,190
65歳以上（五色地域）		3,201	3,206	3,281	3,354	3,370
	総人口に占める割合（％）	29.4	30.0	31.1	32.4	33.1

出典：住民基本台帳各年3月31日現在
外国人住民を除く

イ　児童福祉

全国的な傾向として、核家族化が進行しており、本市においても同様に核家族化が進んでいる。

さらに家族の規模が小家族化の傾向にあり、地域に頼れる親族がいない家庭が増えている状況がうかがえることから、地域で子育てを支えあい、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりが必要となっている。

子育て支援策として３歳から５歳の同時保育における第２子の保育料無料化や中学３年生までの通院医療、入院医療費の無料化など子育て環境の充実に取り組んでいるところである。

また、本市では平成26年度に「洲本市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、仕事と子育てを両立させ、働きながら子育てしやすい環境整備や子どもが安心して過ごせる居場所づくりの充実、子育てに関する相談支援など、子育て支援の充実に取り組んでいる。

五色地域には市立保育園が５園あり、少子化の進行により平成17年の445人から平成27年には306人と139人、31.2%減少しており、各保育園とも定員に達していない状況である。鮎の郷をはじめとした定住団地整備により、一時的に園児数が増加したが、そのピークも過ぎ、現在の園児数に至っている。

保育園施設については、改築を行ったところもあり、今後は、必要に応じて維持補修を行い、適切な維持管理をしていくこととしている。

第14表　保育園児の入所数（五色地域）

（単位:人）

保育園名	園児入所数							
	定員数	平成17	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
都志保育園	70	88	56	55	52	50	52	50
鮎原保育園	110	153	89	87	84	89	93	98
広石保育園	90	89	86	74	56	62	63	65
鳥飼保育園	60	64	57	63	70	63	53	56
堺保育園	45	51	23	30	27	25	30	37
合計	375	445	311	309	289	289	291	306

出典:洲本市資料各年4月1日現在

ウ　障害福祉

本市における障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者数すべてが年々増加傾向にある。そのうち身体障害者手帳所持者が全体の８割近くを占めている状況である。

障害のある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らしを続けるためには、必要に応じた意思決定支援を受けながら、障害のある人自らが望む生活を自分で選び、自分で決めることができる環境の整備が必要であり、障害の有無に関わらず誰もがお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が望まれている。

本市では、平成26年度に「第２次洲本市障害者基本計画」を策定するとともに、その実施計画として「第４期洲本市障害者福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の見込量等を定め、障害者への支援を計画的に推進している。

今後も、障害のある人の地域生活の支援体制の充実や社会参加の促進に努めていく必要がある。

（２）その対策

ア　高齢者福祉

・地域に元気な高齢者を増やすため、いきいき百歳体操の取り組みを広げるとともに、健診の受診率向上や介護予防を促進することにより、介護給付費の抑制に努める。

・地域包括システムの機能を強化するため、人材育成を推進し、地域支え合い活動の支援や生活支援サービスの提供体制の確保に努める。

・災害に備えた高齢者の支援体制の充実を図り、地域の関係団体と連携し、地域全体での見守り体制の強化に努める。

イ　児童福祉

・安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるため、母子保健事業や小児医療体制の充実を図るとともに、ひとり親家庭の自立支援や障害のある子どもへの支援の充実を図る。

・子育てを地域社会全体で支えていくため、子育てに関する意識を高めるとともに、地域における子育て支援ネットワークづくりを推進し、よりよい子育てができる環境づくりを推進する。

・子ども・子育て支援制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じて幼児期の教育や保育を一体的に提供できる認定こども園の整備についても検討していく。

ウ　障害福祉

・地域における相談体制の充実を図り、在宅サービスや障害児支援の充実を図る。

・障害特性に応じた保健・医療サービスを受けることができるよう提供体制を整え、障害の原因となる疾病等の予防の取り組みを図る。

・生活を支える就労機会の確保が重要であり、雇用・就業への支援と住み慣れた地域で生活できる住宅の確保を推進する。

（3）事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備　考
4.　高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（1）　高齢者福祉施設 老人ホーム			
		特別養護老人ホーム改修事業	市	
		特別養護老人ホーム福祉車両更新事業	市	
	その他			
		地域福祉センター改修事業	市	
	（3）　児童福祉施設 保育所			
		保育園改修事業	市	
	（7）　過疎地域自立促進特別事業	敬老事業	市	
		在宅高齢者支援事業	市	
		高齢者等いきいき住宅助成事業	市	
		児童館子育て事業	市	
		保育園一時預かり事業	市	

6　医療の確保

（１）現況と問題点

本市の平成25年における病院、診療所の状況は、病院が３か所、一般診療所が55か所、歯科診療所が30か所となっており、五色地域には、一般診療所７か所、歯科診療所３か所設置されている。

一次救急については、直営診療所や民間の医院などが対応し、二次、三次救急は県立淡路医療センターが受け入れるという役割を担っている。

旧五色町では、昭和55年に「健康の町」、平成６年に生活の中に潤いやゆとりなど質的な豊かさが実感できるまちへと更に発展を期するため「健康文化都市」宣言を行い、３つの直営診療所を整え、疾病の治療だけにとどまらず、特定検診の実施、実施後の生活習慣病予防指導など、医療と予防を両輪に地域包括医療の推進に取り組んできたところである。

民間医療機関が少ない五色地域では、直営診療所が安心して治療を受けることができる医療施設として地域医療の重要な役割を担っている。

しかしながら、直営診療所の運営については人口減少による患者数の減少や、医療制度改革などの影響もあり厳しい経営状況にあり、収支の均衡がとれるよう経営改善に取り組む必要がある。

また、全国的な医師不足を背景に、直営診療所においても医師不足は深刻な状況である。

市民が安心して医療が受けられるよう、県や関係機関との連携を図り、医師確保をはじめ、民間医療機関も含めた地域医療体制の維持など、地域医療を主体的に維持していくことが求められている。

医療設備については、運営状況や耐用年数を考慮しながら、適切な医療サービスが提供できるよう更新整備を図る必要がある。

第15表　病院・診療所の状況

単位:施設数

区分	病院	一般診療所	歯科診療所
洲本市(全域)	3	55	30
五色地域	0	7	3

出典:厚生統計　平成25年医療施設調査

（２）その対策

・医療、保健サービス、福祉サービスを包含する地域包括医療の充実を図る。
・県、関係機関と連携し、医師確保に努める。
・適切な医療サービスを実施するために必要な施設改修、医療機器の更新などを図る。
・県立淡路医療センターとのネットワークを強化し、広域的な医療体制の充実を図る。
・持続可能な医療サービスを堅持していくため、直営診療所の収支改善に向けた取り組みを進める。

(3)事業計画(平成28年度～平成32年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備　考
5.　医療の確保	(1)　診療施設 診療所			
		直営診療所医療機器整備事業	市	
		直営診療所及び医師住宅改修事業	市	
	(3)　過疎地域自立促進特別事業	地域医療確保対策事業	市	

7　教育の振興

（１）現況と問題点

ア　学校教育の充実

少子化が進むなか、五色地域における小・中学校の児童生徒数は減少傾向にある。小学校の児童数は、平成２年の754人から平成27年の526人と△228人、減少率は30.2％となっている。中学校の生徒数は、平成２年の391人から平成27年の326人と△65人、減少率は16.6％となっている。

今後も児童生徒数の減少傾向が続くと予想される。

本市では、「こころ豊かな人を育む教育・文化のまちづくり」を教育推進の基本理念に掲げ、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく身に付けさせるとともに、これからのグローバル社会を自立して、生き抜く力を備えた子どもを育成するため、各学校において地域の特色を生かした魅力ある教育活動に取り組んでいる。

また、学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・教育の場であるとともに、災害発生時には、地域住民の避難所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は重要である。小中学校の耐震化工事は完了しているが、子どもたちが学習にしっかり取り組めるよう快適な学校環境づくりに資する改修などの取り組みを進めていく必要がある。

五色給食センターでは、安心、安全な給食を提供するため、一層の安全管理に努め、調理機器の適切な維持更新を行う必要がある。

第16表　児童生徒数の状況（五色地域）

（単位：人）

学校名	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
五色中学校	391	393	374	330	341	347	334	349	330	326
小　計	391	393	374	330	341	347	334	349	330	326
都志小学校	214	157	146	115	102	107	110	105	106	97
鮎原小学校	183	216	285	345	277	253	234	201	184	161
広石小学校	105	88	73	77	146	144	151	142	132	127
鳥飼小学校	193	142	98	104	105	97	96	98	99	104
堺小学校	59	73	78	73	70	62	54	50	39	37
小　計	754	676	680	714	700	663	645	596	560	526
合　計	1,145	1,069	1,054	1,044	1,041	1,010	979	945	890	852

出典：洲本市資料

イ　社会教育の充実

自由時間の増大や高齢化社会の成熟化に伴い、生涯学習の気運が高まっており、学習機会の提供とともに、学習の成果が適切に評価され、その成果が生かされるような地域社会づくりに努める必要がある。

生涯学習の拠点として、五色中央公民館、五色文化ホール、五色図書館を中心に様々な講座の開催や文化活動の場の提供などに努めてきたが、社会教育に対する高度化・多様化するニーズは、ますます高まっており、内容の充実を図るとともに歴史や地域特性を活かした生涯学習の推進が必要となっている。

そのため、地区公民館の機能の一層の向上を図るなど、生涯学習推進基盤の充実に努め、社会教

育関係団体間の連携を図るとともに、各種研修会を通して人材育成を図るなど、社会教育活動の活性化に取り組む必要がある。

ウ　スポーツの振興

ライフスタイルの多様化などにより、健康づくりから本格的な競技スポーツに至るまで、スポーツに対する多様な役割が期待されている。今後は、多様なニーズに対応し、市民誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、目的に応じて、いつまでもスポーツに親しむことができるスポーツ環境づくりが求められている。

五色台運動公園「アスパ五色」には、サッカーグラウンド、多目的グラウンド、体育館、パークゴルフ場が整備されている。全日本高等学校女子サッカー選手権が開催されるなど有益に活用されており、市民がスポーツに親しむ環境が整っている。

今後も、適切な施設管理を行い、費用対効果等も考慮しながら施設の整備や改修を行うことにより、スポーツの場の提供とスポーツ振興を図っていく必要がある。

（２）その対策

ア　学校教育の充実

・一人一人に確かな学力を身に付けさせることや、外国語指導助手を活用した英語教育やＩＣＴ器機を活用した授業など、特色ある教育活動を展開する。
・学校施設は、地域の避難所としても重要であり、子どもたちが過ごす学校施設の安全を確保するため、計画的に改修を行う。

イ　社会教育の充実

・生涯学習講座などにおいて、学習成果を自己実現や生きがいづくりだけでなく、地域社会に還元する仕組みの充実を図る。
・市民の生涯学習拠点である公民館、図書館など施設の一層の充実を図るとともに、効率的な管理運営を行いながら適切な維持管理と環境の整備を図る。

ウ　スポーツの振興

・ニュースポーツへの取り組みなどを通じ、子どもから高齢者まで気軽に参加できる機会を創出する。また、トップアスリートとの交流を通じて、子どもたちのスポーツに対する関心を高め、体力の向上を図る。
・スポーツ施設については、利用者のニーズ把握と集客力の向上に努め、効率的な管理運営を行いながら、計画的に改修を図る。

（3）事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備　考
6.　教育の振興	（1）学校教育関連施設 校舎			
		広石小学校校舎大規模改造事業	市	
		堺小学校校舎大規模改造事業	市	
		小学校空調設備整備事業 （域内5小学校）	市	
		五色中学校空調設備整備事業	市	
	屋内運動場			
		鳥飼小学校屋内運動場大規模改造事業	市	
		堺小学校屋内運動場大規模改造事業	市	
		五色中学校柔剣道場大規模改造事業	市	
	水泳プール			
		鮎原小学校プール改築事業	市	
		広石小学校プール改築事業	市	
		鳥飼小学校プール改築事業	市	
	給食施設			
		五色給食センター補修事業	市	
	その他			
		小学校非常用電源施設整備事業 （域内3小学校）	市	
		五色中学校非常用電源施設整備事業	市	
		小学校施設用地取得事業 （域内3小学校）	市	
	（3）集会施設、体育施設等 公民館			
		五色中央公民館改修事業	市	
	体育施設			
		五色台運動公園サッカー場施設改修事業	市	
		健康ふれあい広場施設改修事業	市	
	図書館			
		五色図書館改修事業	市	
	（4）過疎地域自立促進特別事業	各種スポーツ大会開催事業	市等	
		小中学校フューチャースクール事業	市	
		魅力ある学校教育推進事業	市	
		小学校外国人英語教師招聘事業	市	

自立促進施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備　考
		小学校副読本配置事業	市	
		情報教育推進事業	市	

８　地域文化の振興

（１）　現況と問題点

五色地域に数多く点在する史跡や有形文化財・無形文化財は、市の特色となる貴重な財産であり地域づくりの資源でもある。これらの歴史的価値を評価し、保存していくことが大切である。

また、北方領土の開拓、日露民間外交に偉業を残した高田屋嘉兵衛の功績を祭りなどのイベントを通じて顕彰し、その史料については、高田屋顕彰館・歴史文化史料館を中心に保存、展示し、歴史に触れる機会を設けることにより伝承に取り組んできたところである。

高田屋顕彰館・歴史文化史料館とは別に嘉兵衛の旧邸宅跡の東側にも記念館があり、史料を展示しており、この２館を効率的に活用していくことが課題となっている。

市指定史跡で戦国時代の山城であった白巣城跡には遺構も現存しており、その保護に努めているところである。最近では、地元活動団体による史跡探索イベントや地元住民による白巣山の環境整備への取り組みなども行われており、地域と連携し、歴史的資源を活用した地域活性化への取り組みが必要である。

鮎原地区の「柱松の柴燈」や都志地区の「つかい壇尻」、地域で歌い継がれている「だんじり唄」など、各集落に引き継がれている民浴文化財の保存・伝承に努めることが大切であり、過疎化の進行の中で後継者の育成などが課題となっている。

ライフスタイルの変化や文化芸術に対する意識の多様化にともない、市民の芸術鑑賞や創作活動などの文化活動への要望も広範囲に及ぶものとなっている。そのため五色文化ホールや公民館などの有効利用により、市民の芸術鑑賞や発表の場の充実に努める必要がある。

（２）　その対策

・高田屋嘉兵衛、白巣城跡などの歴史的資源を活用した地域住民や活動団体の取り組みを支援するとともに、観光振興に活用することにより地域活性化に取り組む。
・郷土芸能の保存継承支援に努め、子どもたちが郷土への愛着を育むための機会の充実と環境づくりを図る。
・市民の主体的な文化創造活動を推進し、その活動拠点として、五色文化ホールを中心に文化活動の発表の場や鑑賞機会の充実に努める。

(3)事業計画(平成28年度～平成32年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備　考
7.　地域文化の振興等	(1)　地域文化振興施設等 地域文化振興施設			
		高田屋嘉兵衛翁記念館及び高田屋顕彰館・歴史文化史料館改修事業	市	
		白巣山休憩所整備事業	市	
		五色文化ホール等交流施設整備事業	市	
	(2)　過疎地域自立促進特別事業	地域の偉人顕彰事業	市	
		地域の偉人顕彰事業	実行委員会	

９　集落の整備

（１）現況と問題点

集落は、生活に密着した連携組織として、互助を理念に地域社会の基礎を形成してきたが、過疎化や少子化による後継者不足、高齢者の一人暮らしが増加しており、相互扶助による自治機能の維持が困難な状況になることが懸念されている。

本市においても、田舎暮らしや自然志向の高まりなどにより、都市から田舎への移住希望者が増加傾向にある一方で、若年層の都市部への流出は続いている。

これらを踏まえ、定住促進施策としてお帰りなさいプロジェクト事業（定住促進事業）や空き家バンク制度を創設し、その充実を図るとともに、移住希望者の相談会や田舎暮らしの情報発信などに積極的に取り組んでいる。

また、都市部の住民を地域の新たな担い手として受け入れ、地域住民とともに、地域力の維持・強化を図る地域おこし協力隊の活動を支援し、地域の活性化に取り組んでいる。

旧五色町では、これまで人口増加、定住促進を図るため、公営住宅整備とあわせ、分譲宅地造成に積極的に取り組み、一時的に人口増加に転じた。しかし、近年は、少子化や分譲宅地購入者の世代交代などにより、人口減少が続いている。

このような状況を踏まえ、小学校で複式学級化している堺地区において、定住促進団地整備に取り組み、子育て世代の移住、定住を促進することとしている。

空き家については、管理の不十分な空き家が防災や防犯の問題、衛生上の問題、景観の悪化などの諸問題を引き起こす要因となっている。空き家対策には、危険空き家の除却と、まだ活用し得る空き家の有効利用という二つの面があり、危険空き家の解体助成や空き家改修費助成などの空き家対策に取り組んでおり、今後も充実を図る必要がある。

（２）その対策

・ＵＩＪターンや市内で引き続き定住してもらうために、定住促進補助制度を充実することにより定住促進を図る。
・地域の活性化に取り組む、地域おこし協力隊の活動や定着を支援する。
・子育て世代の移住、定住を受け入れる住宅環境を確保するため、定住促進団地整備を推進する。
・市内への移住希望者に対し、情報発信の充実を図り、空き家の情報提供や活用を促す取り組みを推進する。

（3）事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備　考
8.　集落の整備	（1）過疎地域集落再編整備			
		定住促進団地整備事業	市	
	（2）過疎地域自立促進特別事業	特定公共賃貸住宅入居促進事業	市	
		地域おこし協力隊事業	市	
		空き家対策事業	市	
		防犯活動支援事業	市	
		お帰りなさいプロジェクト事業	市	

10　その他地域の自立促進に関して必要な事項

（１）現況と問題点

本市は、自然エネルギーの素材となる太陽光や風力、バイオマスなどの宝庫であり、これらの新エネルギーの活用を通じて、環境への負荷の少ない循環型都市づくりに取り組んでいる。

東日本大震災以降、再生可能エネルギーへの注目が高まっており、なかでもバイオマスエネルギーについては、地域活性化の観点での利活用が期待されている。

このようななか、国が策定している「バイオマス産業都市」の認定を受けたことにより、特色を生かしたバイオマス産業を軸としたまちづくりの支援を受けることが可能となり、有効に活用していくこととしている。

また、人と自然が共生する健やかで安心できるまちづくりを目指し、「あわじ環境未来島構想」が目指す「暮らし・エネルギー・農と食の持続」に向けた取り組みと連携しながら、市民の積極的な参加を促し、バイオマス資源の有効利用による地域活性化、安心して暮らせるまちづくりを目指している。

旧五色町では、風力発電整備の導入や高田屋嘉兵衛が好んだとされる菜の花の栽培をきっかけに、菜種油を利用したバイオマスエネルギーの導入推進を図ってきた。

「あわじ環境未来島構想」の重点地区の指定を受けて以降は、協議会を中心に重点地区推進事業に取り組んでおり、今後は導入実現化や地域へ還元する仕組みづくりなどが必要となっている。

みどりのカーテンづくりといった身近な取り組みを通して、地球温暖化などの環境問題への意識を高めることや、菜の花・ひまわりプロジェクトの取り組みを、地球環境を考える教材として活用することにより、より一層、環境教育の推進を図ることが必要である。

また、今後も継続していくことが必要な地域医療の確保や地域の活性化など過疎地域の自立促進のための取り組みを将来にわたり継続して行うため、基金造成を行うとともに、有効に活用していくことが必要である。

（２）その対策

・太陽光発電の促進や洋上風力発電の事業化の検討など「あわじ環境未来島構想」の重点地区における再生可能エネルギーや、食と農を活用した新たな取り組みを推進する。
・菜の花・ひまわりの作付面積の拡充を図ることにより、バイオディーゼルの更なる利用拡大に努め環境学習や観光施策などと多面的に連携しながら事業展開を図る。
・再生可能エネルギーの普及、啓発を促進するため、公共施設への再生可能エネルギー設備導入を推進する。
・地域のバイオマス資源の活用が進むよう、関連機械・施設の整備導入を推進する。
・過疎地域の自立促進のための取り組みを継続して行うため、基金造成により世代間の負担の平準化に努め、基金を有効活用することにより事業を推進する。

（3）事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備　考
9.　その他地域の自立促進に関し必要な事項	（1）過疎地域自立促進特別事業	菜の花・ひまわりエコプロジェクト推進事業	市	
		あわじ環境未来島構想推進事業	市	
		フラワータウン景観形成事業	市	
		過疎地域自立振興基金造成	市	
	（2）その他	菜の花・ひまわりエコプロジェクト関連施設整備事業	市	
		あわじ環境未来島構想重点地区整備事業	市等	
		公有未利用資源活用事業	市	

参考
再掲(3)事業計画(平成28年度～平成32年度)特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備　考
1.　産業の振興	(9)　過疎地域自立促進特別事業	集落営農組織化推進事業	市	
		未来の集落創造推進事業	市	
		中山間地域等直接支払事業	市	
		農地流動化助成事業	市	
		小規模土地改良補助事業	市	
		農業祭開催支援事業	実行委員会	
		集落ぐるみのイノシシ対策事業	市	
		イノシシ捕獲支援事業	市	
		狩猟免許取得支援事業	市	
		有害鳥獣捕獲わな購入補助事業	市	
		うしぢから誘発推進事業	市	
		水産資源回復事業	市	
		農水産業6次化支援化事業	市	
		産業振興奨励金	市	
		商工活動支援事業	市	
		元気な商店街づくり事業	市	
		観光資源活性化チャレンジ事業	市	
		高田屋嘉兵衛まつり開催事業	実行委員会	
		ふれあい青空市開催事業	実行委員会	
		スポーツイベント開催事業	実行委員会	
		地域のいいとこ発信事業	市等	
2.　交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(10)　過疎地域自立促進特別事業	新交通対策事業	市	
		廃止路線代替バス運行事業	市	
		路線バス運行補助金交付事業	市	
		交通安全対策事業	市	
		道路維持管理事業	市	
		姉妹都市・連携市町交流事業	市	

自立促進施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備　考
3.　生活環境の整備	（7）過疎地域自立促進特別事業	住宅等耐震化促進事業 風情ある住まいづくり事業 住宅用太陽光発電システム導入促進事業	市 市 市	
4.　高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（7）過疎地域自立促進特別事業	敬老事業 在宅高齢者支援事業 高齢者等いきいき住宅助成事業 児童館子育て事業 保育園一時預かり事業	市 市 市 市 市	
5.　医療の確保	（3）過疎地域自立促進特別事業	地域医療確保対策事業	市	
6.　教育の振興	（4）過疎地域自立促進特別事業	各種スポーツ大会開催事業 小中学校フューチャースクール事業 魅力ある学校教育推進事業 小学校外国人英語教師招聘事業 小学校副読本配置事業 情報教育推進事業	市等 市 市 市 市 市	
7.　地域文化の振興	（2）過疎地域自立促進特別事業	地域の偉人顕彰事業 地域の偉人顕彰事業	市 実行委員会	
8.　集落の整備	（2）過疎地域自立促進特別事業	特定公共賃貸住宅入居促進事業 地域おこし協力隊事業 空き家対策事業 防犯活動支援事業 お帰りなさいプロジェクト事業	市 市 市 市 市	

自立促進施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備　考
9.　その他地域の自立促進に関し必要な事項	（1）過疎地域自立促進特別事業	菜の花・ひまわりエコプロジェクト推進事業	市	
		あわじ環境未来島構想推進事業	市	
		フラワータウン景観形成事業	市	
		過疎地域自立振興基金造成	市	